

## とちぎ食の安全・安心推進会議（第22回）結果の概要

平成29年7月25日  
栃木県保健福祉部生活衛生課

### 1 日 時

平成29年7月25日（火）14：30～16：30

### 2 場 所

県庁本館6階大会議室2

### 3 出席者

委員総数 16名（出席者15名、欠席1名）

#### (1) 出席

荒牧委員、石井委員、猪瀬委員、菊池委員、糸委員、小林委員、齋藤委員、  
篠田委員、竹内委員、中村委員、中山委員、前川委員、前田委員、増淵委員、  
守田委員

#### (2) 欠席

堀口委員

#### (3) 県の出席者

鈴木副知事、山本保健福祉部長、鈴木農政部次長兼農政課長、高橋生活衛生  
課長 外

### 4 概要

#### (1) 副知事挨拶

大規模な食中毒や異物混入事件の発生、食のグローバル化の進展等により、食の安全確保に対する県民の期待は、ますます大きくなってきている。特に本県では、8月に「山の日」記念全国大会、11月に「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」、来年には「デスティネーションキャンペーン」、さらに2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」、2022年の「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」などが次々と開催され、本県への来訪者の増加が見込まれる中、「観光立県とちぎ」を目指し、観光振興に取り組んでいるところであり、来県者への魅力ある食の提供には、食の安全確保は欠かせないものと考えている。

こうした状況の中、栃木県では「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」3期計画に基づき、食品の生産から消費に至る施策を、関係部局との緊密な連携の下、総合的かつ計画的に推進し、食の安全と信頼性の確保に努めていく。

#### (2) 会長及び副会長選出

委員の互選により、会長は石井晴夫委員、副会長は中村好一委員が選出された。

#### (3) 議事

- ① 食品表示の適正化の推進について～食品表示法に係る県の取組～
- ② 「平成28年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果について

#### (4) 委員意見の発言要旨

##### ① 食品表示の適正化の推進について～食品表示法に係る県の取組～

[委員]

食品表示の適正化を推進するには、監視指導の対象店舗数を増やしてはどうか。

(事務局・生活衛生課)

執行体制の見直しを図ったことから、可能な限り監視指導計画に盛り込んでいく。

[委員]

表示に関する講習会を更に充実させるための具体的な対策を伺いたい。

(事務局・生活衛生課)

旧JAS法由来である品質事項に関する業務が生活衛生課に移管され、衛生事項とともに一括した普及啓発や指導が可能になったことから、指導する側のレベルアップも図りながら、衛生事項、品質事項と合わせた一括表示の普及啓発指導に力を入れていく。

[委員]

商品をインターネットで購入する消費者も多い。インターネット販売等における食品表示はどのように進められていくのか。

(事務局・生活衛生課)

インターネット上では十分な表示がなく、購入した包装容器の表記と齟齬があるなどの事例が見られ、国としてルールの見直しを始めたところである。

[委員]

インターネット販売の食品はつかみ所が無く指導が難しいのではないかと。また、海外からたくさんの食品も入ってきている。国の取組に合わせ県としても是非力を入れて欲しい。

[委員]

在宅介護支援を行っている中、高齢者に食品表示の知識を普及させることが必要と感じる場面がある。そこで、在宅介護の支援者に食品表示の見方を伝えることで、高齢者への指導につながると思う。

(事務局・生活衛生課)

表示を行う事業者への監視指導とともに、表示の上手な見方（使い方）について、表示を見る側（消費者）に向けた普及啓発を図っていく。

[委員]

旧JAS法に関する業務が生活衛生課に移行された分、人員等、業務を執行するうえで十分な対応がなされたのか。

(事務局・生活衛生課)

業務が一元化され、増員、予算も移管された。積極的な監視ができる程ではないことから、監視のやり方を工夫し対応していく。

[委員]

表示をあまり見ないで購入している消費者も多いと感じている。講習会などでもっと周知し消費者が理解することも重要。

文字が小さくて見づらい。表示方法を改善するなど、見やすくしてほしい。

[委員]

ナトリウム表示が食塩相当量に変わったことは分かりやすくて良い。しかし、文字が小さいものもある。文字の大きさは決められているのか。

(事務局・生活衛生課)

表示可能面積により文字の大きさに決まりがある。事業者に対しては、見やすい表示に努めるよう指導していく。

[委員]

HACCP同様、小規模事業者に対する支援をお願いしたい。

## ② 「平成28年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果について

[委員]

以前、野生鳥獣肉には放射性セシウムが含まれていることから、野生鳥獣の駆除がなかなか進まないと聞いたが、現在はどうか。

(事務局・生活衛生課)

シカ、イノシシが該当するが、原子力災害対策特別措置法により県内全域で出荷制限があり、食料としては流通できない。一部例外として、イノシシ肉は那珂川町の施設で全頭検査を行い、基準値を下回った場合には出荷可能としている。

[委員]

行政として、県レベルで解決しないことは国にきちんと伝え、国に対応してもらうことが必要である。

[委員]

国、県、消費者それぞれに役割があるが、県は中心となり尽力願いたい。

[委員]

食品の安全・安心とアレルギー表示は非常に重要である。県は、県民のため、県産品の安全・安心の確保に尽力いただきたい。